

【学校法人会計の特徴と企業会計との違い】

学校法人は、建学の精神に基づいた教育研究活動により社会に貢献できる人材を育成し、研究成果を社会に還元することを目的としており、公教育を担う存在として高い公共性が求められているのに対し、企業は営利の追求を目的としています。この活動目的の違いが会計の違いにも反映されており、企業会計が営利事業の活動成果と経営状態を利害関係者（投資家や債権者等）に開示することを目的とするのに対し、学校法人会計では教育研究活動の永続性を図るために資金収支の顛末や収支の均衡状況、財政状況の健全性を測定・開示することを目的としています。

学校法人は、学生・生徒等からの納付金のほか、税金を原資とする補助金などによって収入をまかなっている極めて公共性の高い法人であり、私立学校振興助成法において補助金の交付を受ける学校法人は、文部科学大臣の定める基準（「学校法人会計基準」）に従い、会計処理を行い、収支計算書、貸借対照表その他の財務計算に関する書類を作成することを義務付けられています。

収支計算書には資金収支計算書、活動区分資金収支計算書、事業活動収支計算書があります。

資金収支計算書は、当該会計年度の諸活動に対応するすべての資金の収入及び支出の顛末をあらわしています。平成27年度の「学校法人会計基準」改正により、資金収支計算書の付属表として作成されることとなった活動区分資金収支計算書は、企業会計におけるキャッシュフロー計算書に相当し、資金収支計算書を三つの活動（教育活動、施設設備等活動、その他の活動）に区分して、活動ごとの資金の流れを明らかにすることを目的としています。

事業活動収支計算書は、企業会計における損益計算書と似ていますが、学校法人会計の場合は、当該会計年度の活動に対応する事業活動収入と事業活動支出の内容、及び基本金組入後の均衡の状態を明らかにすることを目的としているのに対し、企業会計の場合は、活動によって獲得した収益とそのために費やした経費及び実現した純利益を明らかにすることを目的としています。基本金組入は、学校法人会計の大きな特徴であり、学校が保持しなければならない資産等に係る支出額である基本金組入額を事業活動収支差額（基本金組入前当年度収支差額）から控除し、控除後の収支（当年度収支差額）を均衡させることが求められます。これは公共性の高い学校法人の健全性と永続性を担保することを目的としています。

貸借対照表は、学校法人会計も企業会計と同様に年度末における財政状態をあらわすものです。